

# 第5回田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成15年8月29日(金)

第5回 田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成15年8月29日

開催場所 西木村総合開発センター 集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後4時18分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文 田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男 千 葉 勇

田 口 喜 義 信 田 幸 雄

稲 田 修 小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次 小 林 一 雄

熊 谷 佳 穹 沢 田 信 男

佐々木 章 辻 均

山 本 陽 一 三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝 佐久間 健 一

佐 藤 宗 善 伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男 鈴 木 重 藏

門 脇 明 藤 井 けい子

(秋田県)

鈴 木 峰 晴

以上27名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者 堀川光博 1名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野中 秀人

副幹事長 羽川 昭紘 大澤 隆

幹事 浦山 清悦 藤木 春悦

田口 総一

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局長 大楽 進

副局長 高橋 徹

次長 羽川 茂幸 藤村 好正

事務局職員 高橋 信次 能美 正俊

阿部 聡 田口 信幸

若松 正輝 猪本 博範

会議次第

1．開会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議題

報告第15号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会  
正・副委員長を選任及びスケジュールについて

報告第16号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに  
関する小委員会委員長報告について

協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第17号 慣行の取扱いについて（提案）

協議案第18号 各種事務事業の取扱いについて（提案）

協議案第19号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて（提案）

協議案第20号 広報広聴関係事業の取扱いについて（提案）

協議案第21号 交通安全関係事業の取扱いについて（提案）

協議案第22号 窓口業務の取扱いについて（提案）

協議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いについて（提案）

その他

新市将来構想について

5．閉会

開会 13:30

事務局長 ただ今より、第5回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。

本日の欠席委員は田沢湖町の堀川委員でございます。それから、西木村の藤井委員からは少しおくれるとの届けが出ております。

それでは、初めに佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。

会長 ことしの稲穂は今のところ順調な天候であるようでありますが、きょうは第5回目の協議会の開催でありまして、委員の皆さんのご出席をいただき、これより開会してまいりたいと思っておりますが、提案であります案件についてそれぞれの皆さんからご意見をちょうだいしてまいりたいと思っております。また、新しく今回ご提案する案件につきましては、きょう結論を出すのではなく、事務局の方から説明して、皆さんからご意見をちょうだいさせていただいて、次の段階で審議して決めていきたい、こういうふうを考えておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、一言だけ考え方を申し上げましたので議題に入りたいと思っておりますが、最初に「新自治体の名称について」の審議を継続してまいります。

すみませんでした。先回皆さんからいろいろご提案いただいた内容につきましてきょうは皆さんからご意見をいただいてまいりたい、そういうふうを考えております。名称についてはそういう考え方で議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして一言申し上げましたが、きょうの協議会、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます、あいさつを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、会議に入らせていただきます。

皆様にお配りしている資料でございますが、先にお渡しした資料にそれぞれの項目の予算、決算額を加えました資料を新たに差し上げておりますので、そちらの方をご参照くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、会議の議長は合併協議会規約第10条第2項の規定により会長が務めることになっておりますので、会長より進行をよろしくお願いいたします。

会長 それでは、本日の出席されている委員につきましては、先ほど事務局からお話がありましたように1名の欠席、1名がおくれて会場に入られるということでありまして、定足数に

達しておりますので、これより第5回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。

初めに、会議運営規則第6条第3項の規定により、会議録署名委員を3名、私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。

最初に13番、辻均さん、20番、佐久間健一さん、22番、稲田修さん、以上3名を指名いたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

初めに、報告第15号 「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の選任及びスケジュールについて」を議題といたします。

事務局より報告を願います。

事務局長 それでは、事務局より報告第15号 「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の選任及びスケジュールについて」、報告させていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思います。去る8月7日に第2回小委員会を開きまして、小委員会の委員長・副委員長を互選しております。委員長につきましては田沢湖町の堀川光博委員、副委員長につきましては角館町の山本陽一委員、同じく西木村の藤井けい子委員を互選しております。これは小委員会規程第4条第3項の規定に基づきまして各委員の互選によるものであります。

それから、小委員会のスケジュールでございますが、4ページをごらんいただきたいと思っております。

7月15日、第1回小委員会を開催しまして、それぞれの取扱いについて検討しております。

8月7日は、ただいま報告いたしました委員長・副委員長の選出と小委員会スケジュール案、それぞれの任期の取扱い等について検討しております。

8月25日には、各議会の議長をお呼びしまして議長さんから意見聴取しておりますが、この後、報告がございます。それから、それぞれについて検討しております。本日、中間報告いたします予定であります。

この後、9月12日には、農業委員会の会長をお呼びしまして意見聴取して、検討する予定でございます。来月の協議会におきましてその中間報告、10月に最終検討をしまして、10月24日の合併協議会へ小委員会の意見を最終報告していただくという予定でございます。

以上、委員長・副委員長の選出、スケジュール等についてご報告いたします。

会長 ただいま説明いたしました、これについて何かご質問等、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、報告が終わりましたので、引き続いて報告に入らせていただきます。

報告第16号 「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について」を議題といたします。

小委員長より報告をお願いいたします。なお、堀川委員長が欠席でありますので、副委員長の山本委員からご報告をお願いします。

山本委員 報告第16号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について。小委員会の報告につきましては、去る8月25日の第3回小委員会で各町村議会議長から意向調査を行ったわけではありますが、堀川委員長さんが体調不良のため途中退席し、副委員長の私、山本ですけれども、会議の議長を務めましたので、委員長にかわりまして私から報告させていただきます。

事務局から報告でありましたとおり、7月15日には第1回小委員会を開催し、議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、特例の詳しい内容、他の協議会の実例等を交えながら事務局から詳細に説明を受け、検討しております。

8月7日には第2回小委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行い、小委員会のスケジュールを決定しております。詳細につきましては、先ほど事務局から報告がありましたので省略させていただきます。さらに各委員の考え方について意見を伺い、詳しい検討を行っております。

8月25日には第3回小委員会を開催し、議会議員の定数及び任期の特例について、各議長、田沢湖町の田口議長さん、角館町の熊谷議長さん、西木村の佐藤議長さんをお呼びし、議会の意向調査を行いました。その結果につきましては、ただいま小委員会の中間報告ということで、簡単に触れさせていただきます。

各議会の意向としましては、田沢湖町議会は、合併特例法により在任特例を適用するという意向で、在任期間は1年6ヵ月を考えているとのことでした。また、特例期間終了後の議員定数につきましては、まだ協議していないが、法定定数の26人が適当という発言があるとのことでした。角館町議会は、合併特例法による特例を適用しないという意向であり、合併後50日以内に選挙を行うことで合意を得ている。議員定数については、最初は26人で、24人、22人と削減していくべきとのご意見でした。西木村議会では、田沢湖町議会と同じく合併特例法による在任特例を適用するとの考えが大方の意見であるとのことでした。特例期間については、協議していないが、特にこだわらない。特例期間終了後の議員定数については、行政区域が広いので23から25人程度を考えているとのことでありました。

そのほかそれぞれ議会で考えている理由等につきまして詳しく伺ったわけですが、この点に

つきましては私たち小委員会の判断材料として合併協議会へ最終報告の際に述べさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして小委員会の報告とさせていただきます。

会長 ありがとうございます。

報告が終わったわけでありまして。報告案件は協議案件ではありませんが、委員の皆さんから特にご質問等があればちょうだいいたしたいと思っております。

小委員会の審議過程であります。ご意見等についてはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、これは審議の過程でありますので、ご意見を打切らせていただきたいと思います。

次に、協議案件に入らせていただきます。協議案件につきましては、協議案第5号 新自治体の名称について(継続協議)を議題といたします。

自治体の名称については、前回、アンケート結果を委員の皆さんにお示ししましたので、その結果を踏まえ委員の皆さんにさまざまな考え方があると思っておりますので、初めに皆さんからご意見を伺い、その後、各町村長と協議しながら取り進めてまいりたいと思っております。新自治体の名称について皆さんがご提案した内容を含めて、いろいろとご意見をちょうだいいたしたいと思っております。

どうぞ。

三杉委員 角館の三杉です。

前回、新市名のアンケートを集められたわけなんですけれども、きょうはこれをどのようにして決めていくか、例えばアンケートはアンケートだけで終わってしまうのか。現に角館市が7、田沢湖市6、北の都市5、その他云々となっておりますけれども、この中から選ぶのか、それをきょうこの場で皆さんで決めたらいいのでしょうか。それを皆さんにお願いしたいと思います。

太田委員 私の方から、若干回答させていただきたいと思っております。

先ほど会長さんが申しあげましたように、きょうは前回のアンケートについての多様な意見を聞くということが主体でございます。今言われました角館市あるいは田沢湖市、北都市というような名前が出たわけなんですけれども、その中から選ぶというのは、もうちょっとそれぞれの名前についてのいろんな意見をしながらの、その次の段階ではないかと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

会長 ただいま角館の町長さんから回答いただいたわけですが、いずれ基本的には

そういう名称を使っていこうという考え方で進めてきたわけですので、そういうのも大きな選択の中にあるということもまた無量であります。今おっしゃったような中でいろんなご意見をきょうはお聞きしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

熊谷委員 一つだけ確認させていただきます。

今の会長さんのお話について特別異論はありませんが、第2回に提出された継続案件であります。いつも会長、副会長の席の方のご返事は「いずれ検討したい」、こういう態度に対しては私もちょっとどうかなと、こういうふうに感じます。

前回24名の方からアンケートをとり、お三人の方々、いわゆる会長・副会長のところで最終的に絞りたい、そのときの参考にさせていただきたいというのがアンケートの趣旨でありました。これが公表になってからもう1ヵ月近くたっておりますが、今の会長さんのご返事、もう少し検討させていただきたいということより、むしろこういうふうな決め方をしていきたいので待ってくださいというような方法についてお示しした方がもっとわかりやすいんじゃないか、こう思います。この点について会長さんは妙案が恐らくあると思いますので、そうしたような絞り方、方法を諮っていただければ納得いたします。いかがですか。

会長 ただいまのご質問に対する考え方ですが、ご質問にありますように、新市の代表的な名前が皆さんから提起されているわけでありまして。こうしたものを十分含めて協議していくという段階でいろいろな機会を見つけてはいますけれども、皆さんから候補の名前が多く寄せられたわけでありまして、今ひとつ皆さんからご意見を伺い、そして最終の提案をしていくことが最も大事であるというふうに私ども三者で認識が一致いたしました。

今おっしゃるような内容、そういうことが前提にあるわけでありまして、今回は皆さんからご意見をちょうだいすることが最も大事になります。きょうは皆さんのご意見をちょうだいする機会を持ったわけでありまして、その点をご理解いただきながらいろいろと私どもに話をお聞きかせいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

熊谷委員 佐藤会長の慎重な取り組みということは私は理解しますが、しかし難しい問題から早く片づけて、新市計画等に対する議論を求めていくというのが当田沢湖・角館・西木合併協議会の目的でありました。大きなものから片づけるというのは、まさしく名前でありまして、これが4回の協議会、今回の5回協議会でなおこの位置でとどまっているということは、裏返してみますと、住民に大きな不安を与えている。本当に合併するのか、まず最初に大きなものを片づけると言ったのになぜまだこの状態なのかというふうに、合併協議会の委員も含めて各議会議員は住民からお叱りを受けています。

そうしたような背景を考えていただかないと、いつまでも立ちどまってばかりいてはだめで

はないか、こう思います。そういうような周りの環境に対しての配慮をしていただかないと今のご答弁についてはなかなか納得のいくものではない、こういうふうに考えていますが、ひとつ皆さんにお諮りして、よい方法があれば一日も早く決定の方向に向かってもらいたい。いかがですか。

会長 今頂戴したご意見、重要なことであろうと思いますし、大変貴重なご意見であるというふうに受けとめておきます。

どうぞ。

細川委員 田沢湖の細川です。

今、2、3の意見では、新市の名前について私たち委員のいろいろな思いとか、具体的な名前とかを出しているの、今後どういう進め方をするのかという質問だったと思いますので、さしあたって名前を決めるのはいつかというゴールの日だけでも決める必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

会長 一応、ゴールというのは直接の議題にはありませんけれども、私どもの考え方としては、9月が大きなひとつの考え方という、考え方は申しあげているわけでありましてけれども、いずれ今日もおっしゃられるような協議していく考え方をそれぞれの皆様から伺っているわけでありまして、そうしたものを充分受け止めて次の会には考え方を進めて行きたい訳でありますので、やはり皆さんからもう少し意見を頂戴しながら行く事がもっとも望ましいのではないかと、私ども3者の、最終的な見解、考え方でありまして、その事を皆さんにご理解を頂いて、なんなりと一つそうした今後私ども次の機会にご提案できるような、内容等含めて、皆さんからもしご意見があれば、この機会にご発言していただければ大変ありがたいし、それでまた大きな参考としながらご提案していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

どうぞ。

辻委員 角館の辻でございます。

この前、委員の出したアンケートの解釈を誤解されたくないのは、角館または田沢湖、そういう名前とともに北の都市とか北都、それぞれ出ました。でも、これは私も含めてですけども、角館、田沢湖以外の名前については、新しい名前をみんなで考えようという意思表示でございます。個々の名前を取り上げてどうかと言われるのはちょっと見当違いだと思いますので、これをまとめて新しい名前をつけよう、そういうふうに解釈していただきたいと思っております。

それと、先ほど角館の議長さんからもお話がありましたけれども、どういう方法で決めていくかというルールはこの席で決められないんですか。新しい名前が出てきた、例えばなんとかして3つの中から選びました。新しい名前がいいとしたら改めて公募の上で決めるとか、決め

のゴール、日にちもゴールだけれども、決める方法のゴールを決めるということはこの席できょうはぜひやってもらいたいと思います。そうでないと私どもはゴールの見えない障害物競走を延々とやっていることと同じですから、最後のゴールはこうあるべき、そういうのをぜひ決めていただきたいと思います。お願いします。

太田委員 辻委員さんからの質問に私の方から回答させていただきます。

先ほどから会長の方からも言うておりますように、前回のアンケートを皆さんにお渡ししましたが、アンケートの結果につきましても公表しております。角館市が7票、田沢湖市が6票、北都市、北の都市、合わせて8票だったでしょうか、そのほかに新しい名前が3票出たわけなんですが、これを客観的に分析しますと、いわゆる、角館市、田沢湖市、我々が最初から皆さんに提案しております従来の名前をもとにしていきましようというのが角館市、田沢湖市、これがそれぞれ7票、8票でございます。それから、前回皆さんに投票していただいたとき、新しい名前を考慮してもいいというようなことで新しい名前も出たわけですが、新しい名前が11票でございます。

結果から見ますとそういう事実がございますので、そこら辺のところをどういった形でこれから進めていけばいいのか。そういったことで皆さん方にいろんな形で提案していただければ、それらのことも含めて検討材料にしたいということできょう進めておるところです。先ほど辻さんが言われたように、そういう決め方をきょう提案していただいても結構でございます。ただ、この場で決めるのかどうか、それは会長さんの判断になるんですけども、きょうはいろんな形のものを提案していただいて、皆さんと協議して進めていきたいということですので、どうかご理解いただきたいと思います。

小松委員 田沢湖の小松と申します。

そうすれば、きょうの会議は、この前、それぞれ個人のお意思が出されてあるわけだけれども、なおさらにここで意見を出し合って、そして最終的な方向に向かっていく、こういうためにもきょうはもっと突っ込んだ話し合いをする。この前、意思表示したものとダブる面もあるかもしれないけれども、意見を拝聴したい、こういうふうにとめていいんですか。

会長 ご意見をちょうだいして、最終的に私どもの立場で皆さんにご提案したい、こういう考え方で進めさせていただきたいということは先ほど申し上げたとおりでありまして、その点はよろしくをお願いします。

どうぞ。

田口(勝)委員 田口です。

きょうの会議の進め方の流れについては、今、話し合われている内容でわかりますけれども、

ではどこまできょう進めていくのかということではありますが、会長さんを初めとして副会長さんが、きょうまずこの前それぞれの方々が示した名称についてもう一度皆さんのご意見を聞きたいということは、名称に対しての思いをもう一度語ってほしいということなのか、あるいは出された名称について整理を図るためのご意見を出してほしいということなのか。そこら辺が明確でありませので、そこら辺をひとつ明確にさせていただきたいということが一つであります。

もし仮にこの前出された名称を整理するための意見だということになりますと、全く新しい市の名称も出ております。もう一つは、従来から言っております「従来の名前を基本とする」という部分、この2つの名称が出ておりますので、そのどちらかに絞りたい、そこまで進めていくというお考えがあるのかどうか。

その2つの点についてご説明いただきたいというふうに思います。

会長 ただいまご質問の点ではありますが、一つに絞らないで、皆さんがそれぞれの立場からご意見を出していただくという内容から出したものでございます。考え方としては、協議会の出発段階の趣旨というものを十分考えの中に入れながら、また皆さんのいろいろなご意見もあるうと思います。そういうご意見を含めながらきょうはご発言いただいて、それを集約して私ども、次の協議会には提案してまいりたい、こういうふうに考えておるところであります。

田口（勝）委員 内容的にちょっと理解できないんですけども、率直に伺います。アンケート票で出された名前ですけども、従来の名前といいますと、角館と田沢湖しかないわけです。新しい名前ですと、北都市あるいは北の都市、東秋田市、北浦市、こういう名称が出されています。これを仕分けをされるといいですか、最後のゴールを目指すためにどちらにするかという意見を話していいということなんでしょうか、率直に聞きます。

会長 含めてご意見を出していただいて結構です。

田口（勝）委員 それでは、そういう議論をこれから意見交換でやるということですね、そういう解釈でいいですね。

会長 ご意見を承ってまいりたいということでございます。

田口（勝）委員 わかりました。

稲田委員 きょうはおとなしくしていようかなと思っていたんですが、名前が出たときの7人、6人、あるいはその他というようなことです。7人の方々は角館というようなことを大いに論じているでしょうし、6人の方々は田沢湖、水かけで話をし合って、果たしてその結果いい方向に行くかということになれば、私は決してまとまっていけないと思います。

既存の名前を使うのか、あるいは新市を目指しながら第三者的な名前を使用した方がいいの

か、そういうことについて大いに論じて結構ですが、角館でいくのか、田沢湖でいくのか、この論理でいけば、新市の名称の会議はごちゃごちゃになってしまって、引っ込みがつかないと思います。そういう意味では、現在の名前を使うのか、新しい第三者的な名前を使うのか、そういうことを論じていった方がこの会議はまとまるような感じがしますが、その辺、首長さん方はどういう見解をお持ちなのか。あくまでも田沢湖、角館、あるいは1票でも東秋田市というような形をお互い話合うのか、その辺が決まらなければ話は絶対まとまらないと思います。

藤井委員 西木村の藤井です。大変おそくなって申しわけありませんでした。ちょうど名前のところに顔を出せて幸いと思っております。

会長にお聞きいたしますが、前にコピーして出した用紙の4ページに当たりますけれども、Nと書いてある北の都市、下から2個目なんです、そこをお読みになってどうお考えになられたでしょうか。

私は、角館7、田沢湖6、ほか11と承りました。ということは、11というのはほかの新しい名前にしてほしいという委員の人たちのあらわれだと思います。だから、角館7、田沢湖6、何が6、何が5、そういうような形でとってはいいただきたくないです。

それで会長さんにもう一度お尋ねいたします。4ページの下から2番目の項目を読んで、これは西木村の人でないことは確かですけれども、どなたがお書きになったかわかりませんが、会長の気持ちをお聞きしたいので、お願いします。

会長 皆さんからご提案していただきましたものの評価というのは私はいたしておりません。それぞれの皆さんの思いの中で提案されていると思っておりますので、こういう提案についてどうか、あるいはこの提案はどうかという一人一人の評価は避けてまいりたいと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。それぞれ皆さんが思いを持って提案されていると思っておりますので、そういうことは充分理解して、個人の見解につきましては、申し上げましたように差し控えさせていただきたいと思っております。

稲田委員 私への答弁が返っていない。

太田委員 新しい名前を使うかということにつきましては、当初の任意合併協議会では、既存の名前をもとにして協議会で協議して決めてほしいということであったわけですが、新しい名前を入れて委員にアンケートといいますか、投票していただいた経緯があるわけなんです、新しい名前で行くのか、それとも今の名前をもとにしてやっていくのか、そこら辺は皆さんでこれから協議していただければいいかと思っております。

稲田委員 だから、その中味、いわゆる新市名を協議事項にした方がいいのではないかという

のが私の話であります。ただ、角館でも田沢湖でも、その論理だけを話しをすれば、既存の名前を使うというようなことになれば、お互いに委員の方々は引っ込みがつかなくなってしまうので、第3的な名前を使うか、既存の名前を使うか、その方法について皆さんにお諮りした方が名称を決めるにもまとまりやすいんじゃないか。

太田町長の言うことはわかりますが、その方法で皆さんから話を聞いた方が一つの方向づけができるんじゃないか。3首長さん方のお考えは、相談の結果の答弁だと思いますが、そのあたりの方向づけをはっきりしなければ私はだめだと思う。そういうことですよ。

武藤委員 この問題、稲田委員から出ましたけれども、私は角館にも田沢湖にも投票しない方に投票したことの意義については前回申し上げました。3カ町村の歴史的なものとか、そうした問題を投票するということはできなかったというふうに内容を説明しておりますけれども、その投票した総数が16もあるわけなんですよ。だから、これはそういう条件で投票したのではなくて、3カ町村がこれに適合する条件が無かったという事なんです。今、稲田さんが言ったように、この問題を含めて検討するということを我々、委員が言ってもいいことですね。角館と田沢湖ということだけを論議するというではないでしょう。それをきょうは話をして、次回から討議していくという方向に持っていくように3首長さんはいかがですか、皆さんの結論はそれなんですよ。

もう一つ、3首長さん、皆さん方の意見がここへ出ていないわけです。せめてこの投票の中にも入っていればいいんですけども、「あなた方の意見を尊重したい」ということは私は前々から申し上げておるんですよ。そういう意味において、しばらくの間は時間がかかると思いますがけれども、全員3町村の住民の代表として出ているのですから、悔しいことは確かだと思う、しかし決めないでいられないんですよ。だから、象潟、金浦の二の舞を踏まないためには討議を続けていく、3首長さんもそういう考え方で進めていくということをなぜ言っていただけないですか。皆さんの意見、皆さんの意見と言いながら、あなた方の意見をずうっと出してない。

これ以上しゃべるとあれですから、やめます。

会長 ただいま角館の副会長さんからお話がありましたように、基本的には当初の出発というものを尊重していきたい。これはその都度了承を得ながら、また新しい名称も一つの選択肢である、そういう認識の中で皆さんからそれぞれの立場で名称のご提案をいただいたわけがあります。そして、ご提案いただいた名称について、それぞれの立場でもう一度皆さんからご意見をちょうだいして、最終的に決めていくことがベストであります。その後、私ども、公正な立場で皆さんのご意見を十分受け入れ次の会に提案をしていきたい、こういうふうに考えてき

ようはご意見を伺う。先ほどもご説明申し上げましたように、こうした内容できょうは皆さんのご意見をちょうだいしたい。私ども3人で協議し、ご意見を聞く機会をとっていこう。こういたしました訳でありますので、そういうものを含めていろいろと意見をお願い申し上げます。

どうぞ。

佐々木委員 角館の佐々木です。

この前から継続されていますけれども、前回のとき、現在の名称を基にして、あるいは新しい市名も配慮するというのでアンケートをとられた中でああいう結果が出たと思います。委員の方々の数ということになりますと、先ほどからお話がありましたけれども、現在の角館、田沢湖以外に新しい市名を考えた方がいいのではないかというふうに受け取れるのではないかと私は思います。

しかしながら、その点について3町村長さん方でどういう話をされたのか私、わかりませんが、そここのところを一度整理しないと私どもがこの後協議しようとしても……。新たな提案がこの次なされるという今の会長のお話ですけれども、そうなりますと、新しい市名ということであるとすれば、私どもが出したアンケートそのもの、北の都、北都あるいは東秋田でいいのかどうかという問題になりますと全然違うと思いますので、できればきょうはそこら辺、この先どう進めていくのか。

いろいろな思いがあると思います、私にも思いはあります。しかしながら、この協議会でこういう方向に進めていきたいということであるならば、それなりの考え方を持たなければと私自身、思いますので、もしできるならばそこら辺の整理、新しい市名にするのかどうか、皆さん方のご意見をお伺いいただいて、きょう一つの方角づけをしていただければ非常にいいのではないかと私は思っております。

会長 どうぞ。

山本委員 角館の山本です。

先ほどから委員の方々がおっしゃっているように、私もその考え方、同感ですけれども、きょうの協議会は、旧来の町村の名前でいくのか、全くそれを抜きにした新しい名前でいくのか、どちらを選択するか。もう一つあるかもしれませんけれども、その選択肢をこの協議会で話し合っ、どのような方向づけでいくか。そのことが委員の方々が望んでいることだと思いますけれども、そのことがはっきりしなければ幾ら意見を出しても方向が定まらないような気がしてなりません、その辺はいかがでしょうか。

太田委員 そこら辺のところをきょう皆さんからお聞きしたいということは、先ほど申し上げましたけれども、変わりございません。ただ、「新自治体の名称の決定方法は、公募によら

ず、現在の名称をもとにし法定協議会で協議の上決定する」ということでお願いしておるところでございますので、この形に戻してもいいのかどうか、皆さんでご検討をお願いします。

稲田委員 そこを直したよね。新市名については第3的な名前もやるというふうにつけ加えた、この間、法定協議会で。そうだよ、もとへ戻ればだめです。

会長 どうぞ。

小松委員 田沢湖の小松です。

アンケート調査をする際に、出たものについてはこれを参考にするというふうなことが要件としてありました。私は、本番はきょうだなというふうに思って参りました。皆さんと議論したりするのはきょうでなかろうかなというふうに思っております。

名称というのは、そもそも数字だけで処理できるというふうなものではない。いろいろな案があって、それを十分検討した上で、よいというものを判断すればいいと思う。今、会長さん、副会長さん方がおっしゃられるのは、あのアンケート調査だけでは十分に我々も判断ができないので、きょうはこの場でもう一度、同じことになるかもしれないけれども、皆さんの意見を伺いたい、こういうふうなことでなかろうかというふうに思います。私はそのようなことに先ほど解釈したわけだけれども、違うとすればまたあれですが、そうだとすればそれでいいんじゃないかと思います。

会長 皆さん方から、そうした結果をそれぞれ提示いただいたわけでありますので、それをもとにして皆さんの考え方を承っていこうというのが今回の考え方であるわけであります。ただいまのご質問者のとおり、そうした考え方の中で皆さんのご意見を伺って、それを私どもが要約して皆さんにご提示していきたい、こういう考え方で進めさせていただいておることは最初から申し上げたことでありますので、ご理解をいただきたいと思うわけでございます。

どうぞ。

辻委員 私どもが一生懸命これについて論じたのは、そこにいる三者が何らかの判断材料にするために論じているんですか。自分たちが判断したことを私たちに提案して、それについて審議いただくというのは、私どもの意見が入っていないものが提示されれば何とするんですか。

会長が最終的な結論を出したのを報告されるまで私たちは延々と意見を述べているだけなんですか、違うでしょう。皆、決め方なり何なりを私どもは、逆にいえば決定していく立場じゃないですか。そして、なかなか出てこない言葉の中に、最終決定までには何らかの形で住民の意見をもう一回聞く。新しい名前がいいのではないかというのが仮に出たとしたら、どういう名前がいいんですかと住民に参加させる。

今のままでしたら、田沢湖、角館、新しい名前が出ました、この中から選ぶにも住民のアン

ケートなり投票なりするのか、そういうことを決めてもらえばいいのであって、だれも言葉には出しませんが、住民の意見を聞くというのを恐れているような感じがする。その結果決めたものは、住民にとっては何ぼいい名前をつけても押しつけになるんですよ。そのときにくつがえされるような意見が多く住民の中で出たとすると、私もここに参加していて、だれが何として責任をとるんですか。会長さんが提案するのに提案するのだけでなく、そここのところをこの場に出してもらいたいと思います。お願いします。

会長 皆さんからご発言いただいている、一つ一つのご意見も私ども、そうした提案をしてまいりたい、このように考えておるところであります。

どうぞ。

伊藤委員 私は西木村なんですが、角館さんと田沢湖さんの各委員の皆さん、あるいは首長さん方は、絶対譲れない、そう思っているんじゃないでしょうか。とすれば、これは平行線なんですよ。ですから、田沢湖さんも角館さんも歴史がありますし、知名度もありますし、すばらしい名前だと思いますけれども……

稲田委員 西木村だってすばらしい。

伊藤委員 そうです。既存の名前をもとにしてということをやろうと外すとか、あるいはそっちにするとか、はっきりしないとだめだと思うんですよ。既存の名前をもとにする、そういう方向、田沢湖さん、角館さんが双方とも譲らないという思いが強いとすれば、私も西木村の住民の代表ですから、西木村も歴史がありますから名乗りを上げたいと思いますが、どうでしょうか。

田代委員 私、第1回目に接着剤の役割を果たすということを書いて、2回目から4回目までは発言が多かったのできょうは控えておりましたが、まず町村長さん方一人一人の考え方を聞きたいと言われましたが、それにお答えするとすれば、4年間だけですけれども、私も、西木村の住民から村政を任されている者としては、西木を外す名前を言うことは本当はできないんですよ。でも、このアンケートの中で、西木の委員さん方は一人も西木の名前はつけませんでした。ということは、西木の代表の方々は良心者だと思っております。角館、田沢湖、西木村と3町村で合併する、そういう大前提の中で新しい名前をつけたというふうに解釈しております。

当然、田沢湖の町長さん、角館の町長さんも、あるいは住民の方々すべてが、自分の町の名前に誇りや愛着はどこの住民だって持っていると思います。その中での合併協議会ですから、それぞれの皆さんの思いを含めた意見を集約する、また住民説明を我々、恐れているわけではありません。ですから、皆さんのきょうの意見をもとにして、それぞれの町村のやり方だと思

います。住民に対する説明責任というのはありますし、もちろん議会の皆さんもあると思います。そういうことできょうは皆さんのさらに深めた意見を聞く会にしたいということで我々3人、意見が一致しましたので、こういうやり方にしております。どうかご理解していただきたいと思います。

その点、我々、これから住民にまた説明をしていかなければなりませんし、9月の定例会もあるわけですので、どうかよろしくご理解をお願いしたいと思います。

会長 最初にご質問のありました角館さんと田沢湖さんは、そういうお互いの意見ではないかというご質問だったというふうに受けとめました。私ども、合併が前提でありますので、互いに話し合いをしながらこれを進めていくというのが大きな目標になっておりますので、この点だけご理解いただきたい。私が互いに、敵対心もありませんし、互いに話し合いをしながらこれを進めていこうという前提に立っているわけであります。そういうふうな考え方に受け取らないように、私ども同じ立場になりながら協議をしていこうということでありますので、ご答弁に足りないかもしれませんが、そういうふうにひとつご理解いただきたい。

どうぞ。

山本委員 先ほど伊藤委員さんの方から言われましたけれども、角館、田沢湖で争って合併を壊す雰囲気をつくっていくような、自分ではとられましたけれども、私は、第2回目のとき、どこの町村でも自分の町に対してプライドを持っているので、一番先に出すとすれば、どこの委員でも自分の町を出すのは当然だと申し上げました。自分もこの前のアンケートにそのとおり書きました。でも、後でお読みになればわかりますけれども、その中でそれだけでは合併がつぶれるということは自分ではわかっております。だから、妥協線を見出すためにはある程度譲り合って話し合っていかなければなりません。ここにいる全協議委員はそういう考えだと思っております。そういうふうにとられては自分たちが困りますので、その点は改めていただきたいと思っております。

会長 もし答弁が舌足らずであったとすればおわび申し上げます。先ほどの質問でそういう考え方がありましたので、お話を申し上げたわけでありまして。委員の皆さん、きょう傍聴されている方々、それぞれの思いでお話をお聞きしているわけでありまして、この点については皆さん、同じである。互いに話し合い、そういう判断の中で皆さんにご提案しながら進めていくことが最も大事だという認識の中でありまして。

細川委員 私は一田沢湖町民です。

この会が始まった当初、私は、新市の名前は絶対田沢湖だと思っていました。田沢湖はいろいろな意味でということは控えますけれども、しかしいろいろ話し合っていくうち、また委員

同士の話し合いの中で思ったことはアンケートに書いております。具体的に言えば、角館町、田沢湖町の2つについてそういう綱引きをとするならば、西木村の皆さんはどうなることでしょうか。

それから、私、個人的にいても、新しい名前ならいざ知らず、どこかの名前を名乗るといふのは嫌だなと思うわけです、というのをほかの方も思っていると思います。そういうわけで私はアンケートに書いたのです。これは対等合併である、だとすれば新しい市に向かって歩み出すし、新しい歴史をつくる、新しい産業をつくる、新しいつながりをつくるという意味では、新しい名前がいいんじゃないかなと思って書きました。

先ほどから会長さんが、いろいろきょうは意見をちょうだいしたい、私たちに意見を申せとおっしゃっておられます。そのことはさっき角館の佐々木さんの方からも出まして、今、私たちが述べていることが意見で、意見としてとってくださっていると思っております。田沢湖町民として田沢湖市がいいと思いますけれども、反対になった場合にどうなるかということを考えれば、ここで新しい名前を考える必要があるんじゃないかなと思います。任意協議会でいろいろあったようですけれども、今回のアンケートの結果、今の委員の皆さんの意見結果からすれば、おのずと次の話し合いの柱が出てきたんじゃないかなと思って聞いておりました。

以上です。

田口（勝）委員 意見を申し上げる前にちょっとお伺いしますけれども、先ほどお隣の小松先生が申し上げましたが、アンケートはあくまでも参考であるという解釈でいいのか。逆に言えば、アンケートに出た名前を一つ一つ消去法で消して絞っていく考え方には立っていないということなのか、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

と申しますのは、もしアンケートがあくまでも参考だということになりますと、アンケートにない新しい名前も含めてご意見として申し上げていきたいということでもありますので、その辺のご答弁をお願いしたいというふうに思います。

会長 今回皆さんからご提案いただきましたアンケートというのは非常に重みを持っているわけでありまして。それは、それぞれの委員の皆さん、考えながらそこに出されているわけでありまして、そうした思いを参考にすることも大事であるという認識であるわけでありまして。きょうは、そういうものを含めて今、皆さんからいろいろとご意見をちょうだいいたしております。ただいま伺っておりますので、意見を十分要約しながら次の協議会にご提案してまいりたい。ただいまのご答弁にちょっと多くしたかと思っておりますので、そういうふうにご認識いただきたい。

田口（勝）委員 アンケートは、参考として相当重きを置くということはわかりました。そ

ういう考え方でいきますと、従来の名前をもとにしてという考え方がより強まってきているのではないかなというふうに思います。それは私の勝手な解釈です。

私が伺いたいのは、今、アンケート上にない名前を仮に意見として申し上げてもよろしいかということでありませけれども、議論の対象になりますか。

会長 名称をもとにしてという形で進めてきているわけですが、皆様のご発言は承ってまいりたいと思います。

田口（勝）委員 それではご意見として申し上げたいわけですが、検討の素材にしていただきたいというふうに思います。

アンケートの中には角館あるいは田沢湖、先ほど申し上げましたようにいろんな名前が出されました。その中で、従来の名称をもとにしてという考え方の中に、恐らく町村長さん方の頭の中には、2つの名前を重ね合わせた新しい市名をつけようという考え方もあるのではないかなというふうに思います。私も、先ほど来、言われていますが、角館、田沢湖が綱引きをすることというようなことではなくて、皆さんで協議していく中でご理解がいただけるとすれば、2つの名称を組み合わせるということも一つの方法ではないかなというふうに思うわけで、ご意見として申し上げさせていただきます。

伊藤委員 田口助役さんは私が1年生のときの野球部のキャプテンですが、この件に関して私は反対したいと思います。

先ほど申し上げましたように、3町村ともそれぞれの名前に愛着を持っているわけですから、どっちにいかれても、いかれた方はうれしくないと思います。そういうところで綱引きが始まっていると思いますので、自分の名前を外して、新しい市の下にそれぞれの田沢湖、角館、西木をつける、そうした方がスムーズに着陸できるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

会長 十分承っておきます。

藤井委員 藤井です。

とんでもないことを言いますが、西木村の数人の方ですが、角館田沢湖市となりますと、封筒の後ろに住所は書かないと言いました。というのは、郵便番号で大抵用が足りるから、そんなに長い名前は書かないと言って非常に怒っておりますので、そこをちょっとどこかに入れてほしいなと思います。

それから、私たち西木村みんなの話かと思いますが、綱引きだけはやめてほしいと思います。お願いいたします。例えば、一つしかない飴を兄弟2人のどっちに上げようか、そういう単純な考えのもとで名前は絶対決めないでほしいです。それだけお願いいたします。

会長 時間も経過してきておりますので、15分ぐらい休憩したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

田口(勝)委員 せっかく盛り上がってきて、大体方向性はできたのではないかと私は判断しています。単独町村名をそのまま移行するのか、もう一つは全く新しい名前をつけるのか、もう一つは私が提案した2つを組み合わせる名前でどうなのか、この3つに絞られております。これは前回のときから私がお話ししている内容なんです。ところが、その時点でそれぞれの意見というのが出てこなかったわけです。幸い西木村の皆さんが我々だって一つの名前を欲しいということで、西木村さんの考え方を尊重するとすれば、全く新しい名前をつけざるを得ないということになってきます。そこを諮っていただければさらに狭まっていくんじゃないかというふうに考えますけれども、そこら辺の整理は次回になっちゃうんですか。

会長 暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

(休憩) 14:45

(再開) 14:56

会長 それでは、会議を再開いたします。

どうぞ。

信田委員 田沢湖の信田であります。後悔しないためにも一言だけ申し上げたいというふうに思います。

1つは、協議案第5号の新市の名称についての関係であります。私自身は、この文面を読んだとき、今ある地名をもとにするということだから、全く新しい名前はふさわしくないんじゃないかなと思って、地元でもある田沢湖とつけました。そのことを新市名ではどうするのか、そこら辺をお伺いしたいというふうに思います。

もう一つは、私の守備範囲は大変少ないんですけども、いろんな方々が新市名に対して問題提起されていますが、なぜ公募しないのかというのが一番多かったわけです。公募しない理由はこの中にありますから、そういうことだという話をしています。私自身は単純に考えたんです。3町村が合併すればどんな形になるか。ちょっとでこぼこがありますけれども、長方形になります。その真ん中に田沢湖。真ん中よりちょっと下かもしれないけれども、田沢湖がありまして、この文面にも出ておりますが、神秘の湖で、シンボルであるという形で出されています。

私自身は田沢湖町であったことが残念だったなというふうに実は思っています。生保内町だったら、恐らくきょうの会議の中では田沢湖市立ち上げということになったのではないかと思います。そういうふうにとるかとならないかは別にして、単純に考えてみて、新市名は、真ん中

に日本一深い湖がある、その名前ではなくどんなものがあるか。これから北東北の観光の拠点とするときに、東京の方々があ、あそこだとわかる地名にぜひしてほしい、そうしていかなければだめじゃないか。

アンケートの中には一つしか書きませんでした、田沢湖がどうしてもだめだったときはこういうのを書きたいなと思っていますので、あえて申し上げておきます。北の都市、申しわけありませんけれども、北海道を連想するんですね。例えば札幌とか、そういうところ。単純に北東北市がいいんじゃないかというふうに私自身は思いました、ぜひそれも参考にしてほしい。

会長 どうぞ。

三杉委員 角館の三杉です。

この合併は、「北東北の観光の拠点を目指して」ということがまずうたわれておるんですけども、先ほどの細川さんの意見、これは正論で、私はもっともだと思います。ただ、これから新しい名前を全国的に広めていくとか、こういうことになると、長い年月もかかりますし、もちろん経費もかかります。そういうことを踏まえて皆さん、頭の中へ入れておいていただきたいなと思います。

例えば、私、角館だからどうのこうのというわけではありませんけれども、角館がこれほど全国に知れ渡るために今までどれだけの経費がかかったか、どれだけ長い年月がかかっているか。東京へ行っても角館で通じる、この名前を私はもちろん書きましたけれども、長い年月と経費、それを考えるべきだと思います。

西木さんをどうのこうのというわけでも、観光の拠点ということですので、角館、田沢湖、西木、西木さん、角館がいいから、それだけでいいという問題ではないですよ。絶対恩恵をこうむりますし、そういうふうなルートにつくっていく市だと思っています。

一言そのことだけ、よろしく願います。

会長 どうぞ。

小松委員 田沢湖の小松であります。

アンケートに十分書きましたのであれなんですけれども、その後に視察等もありましたし、いろいろ考えた末、若干違うこともあります、まず目指すまちづくりの基本というのが観光主体であるならば、それにふさわしい名称でなければならぬ。民間では、新しい商品を開発したとき、あるいは会社を立ち上げたとき、どういう名称にすればお客さんの目や心にとめていただけるか。そのことによってその後の商売あるいは経営というものに大きく影響する、こういうことが今後の自治体経営にも当然必要なことではないかなというふうに思うわけであり

私は、名称というのは最も効率的な広告塔の役目を果たしているものだと、こういうふう  
に思っております。全国で既に決定されておられるのを見ますと、その地元にある資源そのも  
のを名称にしているのが目につきます。先般、新潟県へ視察に行つてまいりました阿賀野市  
の場合は有名な川であります。魚沼市についても、やはりその語源は川であります。また、南ア  
ルプスという市が新しくできておりますけれども、これは言うまでもなく山であり、国立公園  
等にも指定されている場所でもありますので、その所在位置やイメージというものがはっきりし  
ております。また、富士河口湖の場合は、河口湖だけでも有名でありますけれども、富士をつ  
けて、富士山のふもとであるということをはっきりしております。このように名称を一見して  
所在地あるいは自治体の特性というものははっきりすることになれば、行政的にも、特に観光  
行政等においては、その影響力あるいはメリットが大きいことは確かであります。

こんなことを考えてみますと、この地域には願ってもない田沢湖という日本一の資源があり  
ます。ましてやネームバリューあるいは秘めたる可能性、スケールの大きさ等々を見ましても、  
他に比して決して見劣りするものではないというふうに思います。自分の住んでいると  
ころだからとか、あるいはいつときの感情論にとらわれずに、北東北の観光の拠点都市を目指  
して、この地域の発展を第一に考えた場合、私は、この3ヵ町村のほぼ中央にある田沢湖をも  
って名称とすることが最も自然な発想であるし、賢明な選択ではないだろうかというふうに考  
えるところであります。

以上です。

会長 私から提案してまいりたいと思いますが、最初に申し上げましたように今後の取り組  
み方法あるいはいろんな考え方について皆さんからご提案をいただきました。このことをも  
とにいたしまして私どもで協議いたしまして次の協議会で協議案件を提案してまいりたい、こ  
ういうふうに進めてまいりたいと思いますが、このことについていかがでしょうか。

どうぞ。

藤井委員 すみません、一言言わせてください。

観光拠点、観光拠点と皆さん、言っていますけれども、観光だけに頼る3町村ではないです  
ので、農業もあれば、林業もある、商業もあるということも頭の隅に入れておいていただき  
たい。まちが発展していくためには、農業も林業も、そちらの方も豊かでなければ発展しない。  
そこら辺も十分考えておられるとは思いますが、余り観光拠点、観光拠点と言うと住民  
から意見があるような気がします。

会長 ただいまご意見をいただきましたが、一応これで終わらせていただいて、次の段階で  
は私の方から皆さんにご審議いただくものを提案してまいりたいと思います。

ということで、第5号については どうぞ。

稲田委員 今、会長から提案されるというようなことではありますが、それは議案という形で提案されるのか、それとも一つの試案として提案されるのか。そのあたりははっきりしなければ、急に議案に対して手を挙げて賛否をとるというようなことになれば、その辺、議論の持ち方もあろうかと思うので、どういう形の中で提案されるのか、そこだけ確認しておきます。

会長 協議案第5号で継続審議という形で進めてきております。その案件も継続審議の過程の中でただいまちょうだいしました意見を含めてご提案していく、こういう内容でありますので、当然継続審議過程の中の審議ということでご理解をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま説明した内容で継続審議として決めてまいりまして、次の案件に入らせていただきます。

熊谷委員 入る前に。

会議の冒頭に議長から少し配慮あったような発言がありましたので要らないかなと思いましたが、実は2日ぐらい前にこの協議案件をいただきました。時間がなくて読む暇もなかったんですが、これからとんとんと進まれても、この結果はやがて議会に帰って議会にも報告という格好になってしまいますので、きょうは骨格の部分の質問をさせていただいて、詳細な分析についてはこの次の機会に発言する。先ほど町長のお話にありましたので、あえて言わなくてもいいかなと思いましたが、一言……。

なぜそれを言うのかということは、今、各議会の議員がメッセンジャーになって各地域に合併のありようをお知らせしておりますが、報告だけの委員会報告ではまずい、むしろ審議の経過を住民に報告したい。こういう発言がありましたので、ひとつ議会に対する配慮もお願いしたい、こういうふうに思います。

会長 最初に多少触れさせていただきましたが、今回、協議案件として提案いたしますが、それぞれ事務局から説明させ、皆さんからそれぞれご質問いただいたところで一応終わらせていただいて、いろいろこの次までご協議していただきながら、この次にお諮りしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、今回準備しております協議案件は、協議案第17号から23号までの7案件であります。先日、先進地の視察研修等を実施した際、視察した2つの協議会では、先月協議案件について提案説明を行い、次回以降に確認するというので、先ほど申し上げましたような方法で行ってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、協議案第17号 慣行の取扱いについて、事務局より提案の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、協議案第17号 慣行の取扱いについて提案いたします。慣行の取り扱いについて、次のとおり提案する。

10ページをごらんいただきたいと思います。調整の内容につきましては、1としまして、新市章、新市憲章、新市の花・木等については、新市において定めるものとする。2、各種宣言については、新市において定めるものとする。3、表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。4、新市民歌については、新市において定めるものとする。

現況をごらんいただきたいと思いますが、町村の町章、村章がございますが、新市章は新市において定めるということでありませう。

それから、町民憲章、村民憲章は、新市憲章として新市において定めるという内容でございます。

11ページの町の木・花、田沢湖町には町の鳥もございますが、新市の花・木等におきましては新市において定めるということでありませう。

それから、交通安全の町宣言等、いろいろ各町村で宣言されておりますが、各種宣言も新市において定めるということになります。

名誉町民、村民栄誉賞の表彰制度でございますが、表彰制度につきましては、新市発足後において新たな制度を創設するということでございます。下にございます一般表彰についても新たな制度を創設するということでありませう。

それから、名誉町民、名誉村民の顕彰であります。名誉町民、村民栄誉賞につきましては、既に表彰された名誉町民、村民につきましては現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

12ページ最後の町民歌、村民歌、現在ございますが、これも新市民歌を新市において定めるという内容でございます。

以上、慣行の取扱いについてはこのように調整いたしたいと思っておりますので、ご提案申し上げます。以上です。

会長 ただいま説明が終わりましたが、ここで皆さんからご質問等をちょうだいいたしたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 この次の会ということで決定はいたしませんので、この後それぞれの方々が持ち帰られまして、内容等を十分検討しながら、次の機会にご質問等をいただければ大変ありがたいと思っております。

では、17号については、ただいま「なし」というお声がございましたので、ただいまの説明

をもって、この後の協議内容に生かしたいと思います。

次に、協議案第18号 各種事務事業の取扱いについて、事務局長より説明いたさせます。

事務局長 協議案第18号 各種事務事業の取扱いについて、協定項目23でございますが、提案させていただきます。

各種事務事業の取扱いについての総括的な調整方針について、次のとおり提案する。これは協定項目23にある事務事業の取扱いについての基本的な項目でありまして、16ページに記載されておりますが、協定項目23 - 1、国際交流・広域交流事業の取扱いについてから、23 - 29、その他事業の取扱いについてまで、全般的な調整方針について提案するものでございます。

15ページにお戻りいただきたいと思いますが、各種事務事業については、次の事項に留意し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、その一元化に向け調整を図るものとする。

(1)としまして、3町村が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整する。(2)、3町村が実施している独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整するという内容でございます。

各種事務事業の取扱いにつきましては、5つの専門部会で現在盛んに行っておりますが、これは総務省が示した内容により実施しております。すり合わせの項目としまして、存続という項目は、新市において特段の調整を要せず、現行どおり執行するもの、現行どおりいくものでございます。それから廃止するもの、新市において執行する目的、役割がないと判断され廃止するもの、合併時に廃止するものと合併後に廃止するものに分かれます。それから一元化としまして、統合ということで、3町村のいずれかの団体の事務事業の制度や仕組みを新しい市全体に適用していくもの。それから再編という調整部分がありまして、3町村の制度や仕組みを改変しまして、新しい市としてよりよいものにしていく場合、これも合併時に再編するものと合併後に再編するものとに分かれております。

この7つのすり合わせ部分のいずれかに専門部会で調整しまして、幹事会を通りまして協議会へ提案することになりますが、特に一元化の中で合併時までに再編するという項目が出てまいります。これはもちろん調整方針が具体的にになっている項目については当然お示しすることですが、まだ具体的に調整されていない事項につきましては合併時までに再編・調整することということで、協議会では基本的に確認していただきたいと思っております。その後、専門部会、幹事会なりで確認された事項について細かい調整を行ってまいりますので、その辺をご理解願いたいと思います。

基本的な事務事業の取扱いについての調整方針について、以上のように提案いたします。

会長 ただいま説明が終わったわけですが、この案件についてご質問等をちょうだい

いたしたいと思います。なお、この案件も、またの機会がありますので、内容を精査しながら、次の会にまたいろいろな角度からご質問いただければありがたいと思います。

ご質問、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なしという声がございますが、いかがですか。

(「この次」と呼ぶ者あり)

会長 この次という声もあるようでありますので、それではただいまの案件についても次に確認してまいりたいと思います。

次に、協議案第19号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて、事務局の方より説明させます。

事務局長 協議案第19号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて、協定項目23 - 1ですが、ご提案します。

18ページをごらんいただきたいと思います。調整の内容につきましては、姉妹提携・友好提携など、3町村で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。

現況としまして、国内交流としまして、角館町ですが、姉妹都市が長崎県の大村市と結んでおります。友好都市は、香川県のさぬき市、この前合併しましたさぬき、もともと志度町と結んでおりましたので、合併してさぬき市と結ぶこととなります。有縁友好都市は、茨城県の金砂郷町と結んでおります。防災協定締結都市としまして、茨城県の高萩市、山形県の新庄市と結んでおります。これは戸沢氏による縁でございます。調整方針としまして、現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。

国際交流としまして、田沢湖町で姉妹都市として、山岳観光資源による縁でノルウェーのオップダル市と姉妹都市を結んでおります。姉妹湖としまして、台湾の高雄市の澄清湖と民間親善交流による縁で姉妹湖の縁を結んでおります。これも現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。

以上で説明を終わります。

会長 説明が終わりました。ご質問をちょうだいいたしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 いろいろ結んであるので、十分検討していただきますことをご期待して、一応この案件も終わらせていただきます。

次に、協議案第20号 広報広聴関係事業の取扱いについて、事務局長より説明させます。

事務局長 協議案第20号 広報広聴関係事業の取扱いについて、協定項目23 - 3でございますが、ご提案いたします。

20ページをごらんいただきたいと思います。調整の内容としましては、新市において、広報紙を発行する。2、新市において、ホームページを開設する。3、その他の広報広聴関係事業については、新市において調整するという内容でございます。

現況としましては、広報紙の発行であります。それぞれ広報を発行しております。発行日がちょっと違うことがありますが、調整方針としましては、新市において広報紙を発行する。発行日、発行回数は、合併時まで調整する。あと、声の広報もやっておりますが、声の広報については、新市において関係団体と調整し実施する。新市勢要覧につきましては、合併後作成し、行政視察対応用など使用目的に応じた部門別要覧やCD-ROM版要覧なども作成するという調整方針であります。

それから、ホームページの公開であります。3町村でホームページを開設しておりますが、調整方針としましては、新市においてホームページを開設する。各種情報サービスについては、ホームページ、お知らせ文書、ふるさとメール等により実施するという内容であります。

それから、広聴関係であります。3町村におきまして行政懇談会、町長面会日、村長との移動面談日をそれぞれ実施しておりますが、調整方針としましては、行政懇談会を開催する。首長面会日については、本庁舎、分庁舎において定期的を開催する。報道機関への情報提供については、定期的に行事予定表等を提供するとなっております。それから、ホームページ等からのパブリックコメントを実施するという内容で、ホームページの方からそれぞれの審議に対する意見をいただくという内容でございます。

以上で説明を終わります。

会長 説明が終わりました。ご質問、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 ないようでありますので、この案件についても継続で進めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に協議案第21号 交通安全関係事業の取扱いについて、事務局長より説明させます。

事務局長 協議案第21号 交通安全関係事業の取扱いについて、協定項目23 - 6になりますが、ご提案申し上げます。

24ページをごらんいただきたいと思います。調整の内容としましては、1、交通安全計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を

新市に引き継ぎ運用するという内容であります。2番としまして、その他の交通関係事業については、新市において調整するとなっております。

現況は、交通安全計画につきましては、それぞれの町村におきまして交通安全計画がございますので、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するという調整方針であります。

それから、交通安全対策であります。3町村において交通安全対策会議、安全対策協議会、交通安全町民大会、交通指導員、交通安全母の会、交通安全施設等整備としまして、道路反射鏡、交通安全用具の支給、チャイルドシート購入の補助等がございます。これも合併時まで調整するという内容でございます。

以上、説明を終わります。

会長 説明が終わりました。これも同様に質問をちょうだいいたしたいと思いますが、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 ないようでありますので、次に入らせていただきます。

協議案第22号 窓口業務の取り扱いについて、事務局長より説明させます。

事務局長 協議案第22号 窓口業務の取扱いについて、協定項目23 - 7であります。ご提案します。

26ページの調整の内容としましては、窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとするという内容であります。

現況としまして、各種証明書発行及び異動手続きであります。電算により住基システム、印鑑登録システムを行っておりますので、調整方針としまして、電算については、合併時まで統合して、調整するという内容であります。異動手続きにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

印鑑登録等につきましては、それぞれ証明書・カードを発行して行っておりますが、これも現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

諸証明等の発行でございますが、窓口の戸籍謄抄本関係から印鑑登録証明まで書いてございますが、それぞれの手数料等は3町村とも同じでございますので、現行のとおり新市に引き継ぐという方針であります。

臨時運行許可手続きであります。これは田沢湖町、角館町で行っておりますが、西木村につきましては自家用自動車協会で行っているということですが、これは合併時に再編するという内容でございます。

外国人登録につきましては、外国人登録法により事務を行っているということで、事務の内容は同じでございます。これは法で決められておりますので全部同じでございます。現行のとおり新市に引き継ぐという方針であります。

その他の町民サービス事務であります。この中味でちょっと違っておりますのは、田沢湖町には町営の独自の斎場がございますので、その点だけが違っております。町営の斎場がありますので、そこを利用してありますが、田沢湖町の斎場は単独でございますので、合併時に再編するという内容であります。

それから、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、これも法に基づいて行っているものでありますので、現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま説明が終わりました。ご質問をちょうだいいたしたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 ないようでありますので、前案同様進めていきたいと思っております。

それでは、次に協議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いについて、事務局長より説明させます。

事務局長 協議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いについて、協定項目23 - 10でございますが、ご説明申し上げます。

30ページをごらんいただきたいと思っております。調整の内容としまして、1、老人保健福祉計画については、新市において新計画を策定する。2、高齢者福祉事業の各制度については、サービスの低下を招かぬよう調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整する。(1)としまして、国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。(2)、国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。(3)、各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整するという調整の内容でございます。

現況としましては、高齢者敬老金支給につきましては、各町村で対象者年齢、金額が異なっておりますので、調整方針としましては、合併後に再編するというので、これも重要な事項でございますので、新しい執行体制の中で再編して、統一するという内容でございます。

在宅介護支援センター運営につきましては、田沢湖町、角館町にそれぞれございます。西木村は県南ふくし会に委託して行っているわけでございますが、設置形態は現行のとおりとし、新市に引き継ぐという方針であります。

高齢者食生活改善事業であります。これは角館町で月1回、高齢者やその家族に対しまして行っている事業でございますが、角館町の例により新市において実施するというところでございます。

生きがい活動支援通所事業につきましては、65歳以上の高齢者で介護保険のサービスを受けることができない方に対して行っている事業でございますが、利用料等に差がございますので、合併時に再編するという調整方針になっております。

緊急通報体制等整備事業でございますが、これは高齢者の一人暮らし、寝たきり老人に対して緊急通報装置を設置するというところであります。利用料等に差異がございますので、これも合併時に再編するという調整方針でございます。

32ページへまいりまして、訪問理美容サービス事業につきましては、これは角館町で行っておりますが、理容師が出張し、理美容サービスを行うというもので、角館町の例により行うということでございます。

除排雪事業、これも角館町で65歳以上あるいは身体障害者の世帯に対しまして、自己負担はございますが、除雪車が残した雪塊を取り除くという事業でございます。現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。

家族介護慰労事業でございますが、これも角館町で、介護度4、5の要介護者の家族で、1年間介護サービスを受けず在宅介護した非課税世帯に10万円を支給するというところでございますが、これも角館町の例によるということで調整方針が出ております。

介護予防事業としましては、それぞれの町村で内容が違っておりますので、合併時に統一するように再編するという内容であります。

介護用品の支給につきましては、介護用品券を支給したり、おむつを支給したり、介護用品等を支給するという内容で、ちょっとずつ差がございますので、合併後に再編するという内容であります。

33ページの生活管理指導事業、指導員派遣でございますが、これは3町村で差異がございませんので、現行のとおり新市に引き継ぐという調整方針であります。

生活管理指導事業、短期宿泊でございますが、西木村では未実施、介護保険のサービスを受けることのできない者に短期宿泊のサービスを提供するというところでございますが、これも合併時に再編するという内容であります。

家族介護教室、田沢湖町では社会福祉協議会単独事業であります。角館町、西木村ではほとんど同じでございますが、これも合併時に統一して、再編するという調整内容であります。

長くなりまして申しわけありませんが、34ページの家族介護者交流事業、元気回復事業であ

りますが、これも少しずつ差がございますので、合併時に再編するということでもあります。

介護予防プラン作成事業、これは要介護状態になる危険因子の高い者に介護予防プランを作成するということではありますが、角館町、西木村の例により新しい市で実施するということでもあります。

高齢者共同生活支援事業、これは西木村で、独自に養護を必要とする65歳以上の高齢者が冬期間、施設（清流園）で共同生活、県南ふくし会に委託しておりますが、西木村の例により存続するということでもあります。

食の自立支援事業であります。田沢湖町では社会福祉協議会で行っておりますが、角館町、西木村は、それぞれ一人暮らしの老人世帯に夕食弁当を提供するということでもあります。少しずつ利用料金等に差異がございますので、合併時に再編するという内容でございます。35ページの高齢者実施把握事業であります。高齢者を個別訪問して実態を把握するということではありますが、これは同一でありますので現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

徘徊高齢者家族支援サービス事業、これは西木村で実施しておりますが、実際今まで利用した方がおられないそうでございますので、これは合併時に廃止するという内容でございます。

高齢者住宅整備資金貸付金、これは65歳以上の高齢者と同居する家族に、自力で整備を行うことが困難な者に対しまして150万円を限度に貸し付けをするということではありますが、これは角館町の例によるという調整方針であります。

はり、灸、マッサージ施術費助成であります。これは田沢湖町の例によるということで、50歳以上の方に助成を行うということでもあります。

金婚式でございますが、田沢湖町では平成15年度に廃止しております。角館町、西木村では実施しておりますが、これは合併時に廃止するという内容でございます。これは、戦中戦後の厳しい時代を今まで生き延びてこられた苦勞した方が金婚式の対象になっておったわけですが、現在は昭和28年に結婚された方が対象となっております。平均寿命の延びと、高齢化に伴いまして、多いということで廃止するという内容であります。

敬老式は、幾らかずつ内容が違っておりますので、合併時に再編するということでもあります。

老人クラブ関係につきましては、それぞれ書いてありますとおり老人クラブがありまして補助等がございますが、相違ございませんので、現行のとおり新市に引き継ぐということでもあります。

地域ケア会議につきましては、サービスを必要とする方の相談とか、いろいろなサービスが提供できるような会議を開催するということもございますが、それぞれ差異がございますので、合併時に再編するということでもあります。

老人施設入所につきましては、養護老人ホームへの入所措置でございますが、これは差がございませんので、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。

老人憩いの家につきましては、田沢湖町でございます。角館町は老人福祉センターでございますが、老朽化のため社会福祉協議会で受託しないということが決定しているそうですので、田沢湖町部分については存続するという内容であります。

それから、梅園につきましては、田沢湖町の3老人クラブでやっている内容でございますが、田沢湖町部分については現行のとおり新市に引き継ぐということであります。

在宅老人等在宅介護手当支給事業であります。これは在宅で常時介護している家族に対しまして老人等介護手当を支給するというところでございますが、金額に差がございますので、合併時に再編するという調整内容であります。

老人健康増進事業につきましては、65歳以上の者に対しまして温泉入浴料を助成するというところでありますが、これは角館町の例により調整するという内容であります。

以上、長くなりましたが、ご説明を終わります。

会長 ただいま説明が終わりました。ご質問はありませんでしょうか。

非常に項目が多いわけでございますので、この項目については、それぞれ次回にまた検討していただいて、次の協議案件の中でいろいろと協議を続行してまいりたいと思います。

特に質問、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、前案件同様ご質問はないようですので、ただいま説明を申し上げました協議案第17号から23号までの7案件については次回に協議することにいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日協議案件として提案いたしました協議事項は終了いたしました。事務局より皆さんのお手元に配布いたしております新市将来構想案についてご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋) 委員の皆様には「観光産業を生かした北東北の拠点都市を目指して」という将来構想の素案をお渡ししております。これは全体で87ページの素案になっておりますが、このうち前半の33ページまでが将来構想と財政シミュレーションに関する部分になっておりまして、それ以降は3町村の現況と現在の各町村の総合計画をまとめた資料編となっております。

素案の表紙をめくっていただきますと、今回の将来構想を要約しましたA3判のものが織り込んでございます。この要約は本日ご来場の傍聴の皆様にもお渡ししておりますので、この要

約を中心に概要をご説明したいと思います。

説明に先立ちまして、この素案についてはできるだけ早い時期にということでございましたが、当初より大分おくれまして、協議会の直前になりましたことをおわび申し上げます。

また、もう一つ、前回の協議会で三杉委員からご指示ございました3町村で計画している主要な事業に関しましては、現在、大曲仙北広域市町村圏組合というところで、毎年、主要管内の将来3年間の事業計画を取りまとめておりますが、これが間もなくでき上がってまいりますので、届き次第、皆様にお届けしたいと思いますので、まことに申しわけございませんが、今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。

それでは、素案の概要についてご説明いたします。

まず最初に、今回の将来構想策定の基本的な考えについてご説明いたします。

新しいまちづくりに関する将来構想につきましては、法定協議会の前の任意協議会の仙北北部合併協議会で話が始められております。この任意協議会におきましては、仙北北部3町村新しいまちづくりのための基礎調査などを行いまして、その結果、この3町村が持っております観光資源を生かして、観光産業をベースに、他の産業との連携強化を図りながら、北東北の拠点都市を目指すという新しいまちづくりの方向性が話し合われておりました。

今回お示ししました素案につきましては、こうした経緯を踏まえました上で、3町村が合併後にすべき新しいまちの将来像を明らかにしようというものでございまして、ここでご協議いただきます将来像につきましては、今後協議会で作成されます市町村建設計画に引き継がれていくという性格のものでございます。したがって、この素案につきましては、新しいまちづくりの将来像、目標、推進の方針というものをお示ししておりますけれども、具体的な事業名、事業規模などまでは書かれておりません。より具体的なハードやソフト、業務に当たる事業内容につきましては、今後ご協議いただきます市町村建設計画の中でご協議いただき、より精度の高いまちづくり計画をつくっていきたい、このように考えております。

それでは、早速、素案の内容につきましてご説明いたします。A3判の要約表をごらんください。

一番下に、町村合併が求められている背景ということで、生活圏の広域化、住民ニーズの多様化、少子化・高齢化、厳しさを増す財政状況、地方分権の推進、そういう5つの項目を考えております。

道路網や交通体系が整備されたことなどによる地域住民の生活向上・高質化、行政サービスに対するニーズの多様化・高度化、人口減少、少子化・高齢化などといった3町村を取り巻く環境の変化に加えまして、町村みずからが決定し、その責任を負うという地方分権の流れ、あ

るいは国財政の悪化によって地方交付税制度を中心とする地方財政制度が大きく揺らぎ始めているというこのような環境変化に的確に対応して、多様化・高度化する住民ニーズにこたえ、行政財政基盤の強化と効率化を図る物差しとして町村合併が求められているということでございます。この3町村では、市町村合併を新たなまちづくりの絶好の機会ととらえて、地域を守り、発展させていくために、日常生活や経済構造を初めとしたさまざまな分野での交流を通して地域に活力を吹き込んでいこう、というのがこの素案の基本的な考え方になっております。

次に、まちづくりの基本理念ということでございますが、この素案では、「観光産業を生かしたまちづくり」「歴史と文化が息づくまち」「ふるさとを愛し、誇れる人づくり」「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の4つを掲げております。

まず、地域を守り、維持発展させるためには、ほかに類を見ない豊富な資源と、恵まれた立地条件をもとに、観光産業を生かしたまちをつくることにより、県内外の人々と地域の人々との交流を通して地域を活性化させるとともに、生活の土台である経済基盤を安定させることが必要であるという考えに立っております。また、観光資源としても重要であります自然、歴史、文化、文化遺産は、これまで守り続けてきました大切な地域の財産であることから、歴史と文化が息づくまちを次の世代に引き継いでいくことは私たちの果たさなければならない義務であるということでございます。また、地域を守り、維持発展させていくためには、何よりもふるさとを愛し、ふるさとを誇れる人を育てていくことが必要であるということでございます。そして、日常生活を不自由なく行うことができるよう生活基盤の整備をするとともに、地域において世代間の交流を深めることにより、お年寄りも子供も大人も安心して暮らせるまちであることが重要であるという考えから、以上の4つをまちづくりの基本理念として掲げております。

次に、この4つのまちづくりの基本理念を踏まえまして新しいまちの将来像ということでございますが、図の真ん中に掲げてありますように、「観光産業を生かした北東北の拠点都市を目指して」ということでございます。

これを将来像とすることについての考え方でございますが、まず第1に、年間600万人の観光客を受け入れている東北有数の観光地であるということをはきにして、この地域の将来を考えることはできないということでございます。この地域でも農林業、製造業、商工業、建設業などが地域経済を担っていることはもちろんでございますが、観光産業が秘めている可能性は極めて大であるということでございます。年間600万人を単純に365で割り返しますと、1万6,000人ということになりますが、これは3町村の人口の2分の1に相当する人口でございます。こういった観光客のニーズをうまく取り込めば、これに関する直接、間接の経済効果は相当なものが期待できるというふうに考えております。

また、この地域は交通アクセスに関しましても有利な立場にあると考えることができます。新幹線の駅は田沢湖、角館と2つもございますし、これで東京から約3時間でやってくることができますし、また秋田空港からは約1時間、そのほか東北自動車道、秋田自動車道、大館能代空港などからも比較的短時間でアクセスすることができるという極めて好立地であり、秋田の玄関口だけではなくて、北東北の玄関口となることも可能である、このように考えております。

このようなことから、この素案では、他に類を見ないすぐれた資源と立地、観光産業を生かした北東北の拠点都市となることを目指し、観光産業を大きな軸としてとらえ、新しいまちをつくっていくという考えを示しております。つまり、観光産業を生かした北東北の拠点都市を目指して経済地盤を安定させることによって、豊かで、美しい自然に囲まれ、これまで受け継いできた文化、これまでの人々の努力によって発展してきた地域社会を守り、発展させていきたいということでございます。

新しいまちの将来像を実現するための目標でございますが、ここでは4つ掲げておまして、1つは観光産業を生かした北東北の拠点都市、2つ目はさまざまな交流でつくる生活文化都市、3つ目は観光や暮らしの中で人の行き来を盛んにする交通の整備、4つ目はまちづくりをサポートする行財政の改革、この4つを設定しております。

まちづくりの基本理念との関係で見ますと、観光産業を生かした北東北の拠点都市が観光産業を生かしたまちづくり、さまざまな交流でつくる生活文化都市が歴史と文化が息づくまち、ふるさとを愛し、誇れる人づくり、だれもが安心して暮らせるまちづくりに対応するということになります。また、観光や暮らしの中で人の行き来を盛んにする交通の整備は交流を盛んにする交通基盤の整備、まちづくりをサポートする行財政の改革につきましては市町村合併に伴う行財政改革の目標を掲げております。

まず、目標の1、図の左上でございますが、観光産業を生かした北東北の拠点都市ということでございますが、この具体的な推進の方針として4つ掲げております。1つは、テンミリオン計画、観光客倍増計画ということでございます。2つ目は北東北の観光センター、3つ目は地域を守り、観光を支える元気な農林業、商工業、4つ目はおざってたんせの心ということでございます。

テンミリオン計画につきましては、1,000万人ということでございます。現在600万人である観光客を1,000万人まで持っていき、観光都市を目標に地域全体の受け入れ体制を整備していくということでございます。

北東北の観光センターと申しますのは、北東北における観光拠点としての整備を図るという

ことをごさいますして、田沢湖、角館駅の乗降発信機能の整備あるいは競道路沿いでのパーキング、空港からのアクセスの経緯などが内容となっております。

次の地域を守り、観光を支える元気な農林業、商工業でございますが、農林業、商工業自体はこれまでも経済活動や雇用の場の確保に関して極めて重要な役割を担ってきておりますので、これらの産業の振興を引き続き図るとともに、それに加えて観光産業との関連においても振興を図っていくという内容でございます。認定農業者や女性農業者、あるいは集落営農集団の育成、地産地消、新しいブランドの発掘などにあわせまして、いやしをテーマにしたグリーンツーリズムの推進や、地元産品を利用した観光迎賓館などが内容となっております。

さらに、4つ目のおざってたんせの心は、観光客に対するもてなしという内容でございます。もてなしの心について考え、身に付ける機会の提供、あるいは農産物などで観光客との触れ合いの場の提供、観光客に対するきめ細かな情報の提供などが内容となっております。

2つ目の目標は、右上に書いてあります、さまざまな交流でつくる生活文化都市ということでございますが、この具体的な推進方針としては、歴史と文化が息づくまち、ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる人づくり、お年寄りも子供も大人も安心して暮らせるまちづくり、そういう3つの方針を掲げております。

歴史と文化が息づくまちにつきましては、文化遺産の整備保存、歴史や文化への理解を深める地域住民の自主的な活動、学校教育活動での取り組みの推進が内容となっております。

また、ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる人づくりにつきましては、地域社会を守り、発展させていくためには、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちを持つことが大切である。このような考えから、歴史や文化に気軽に触れられる施設の整備、他都市との交流、世代間の交流促進のため交流機会の提供や施設の整備、公園、散策路など自然に気軽に触れ合うための施設の整備が内容となっております。

3つ目のお年寄りも子供も大人も安心して暮らせるまちづくりでございますが、これは安心、安全な暮らしをするため生活自体のネットワークの整備充実でございます。公立病院を中心とした医療・保健・福祉のネットワーク、高齢者・子育て支援のためのネットワークの整備、上下水道、公営住宅の整備などが内容となっております。

次に、3つ目で、左下の観光や暮らしの中で人の行き来を盛んにする交通の整備でございますが、これは「観光に、生活に便利な道路の整備」「空港から、駅から便利な乗り継ぎ（2次アクセス）」「だれでも、いつでも気軽に移動」、そういう3つの推進方針を掲げております。

観光に、生活に便利な道路の整備につきましては、主要な道路である国道46、105、342号の整備促進の働きかけと、3町村間の道路の整備、あるいは大型観光バスが安全に運行できるよ

うな道路の整備、安全な運行のため道路舗装率の向上などが内容となっております。

空港から、駅から便利な乗り継ぎ（２次アクセス）につきましては、空港、新幹線駅からのアクセスの整備と、駅前の観光バスなどの駐車待機スペースの確保などが内容となっております。

だれでも、いつでも気軽に移動は、年少者、高齢者、障害を持った人など、いわゆる交通弱者の交通手段の確保についてでございます。ＪＲやバス事業者に対する運行本数、路線維持の働きかけ、公営バスによる住民の足の確保、あるいは乗り合いタクシーの検討などがその内容となっております。

最後に、まちづくりをサポートする行財政の改革でございますが、これには民間企業に負けない経営、行政サービスをより少ない費用で提供、２つの推進方針を掲げております。

民間企業に負けない経営につきましては、民間企業に負けない効率的な行政運営を図るということで、定員適正化計画に基づく職員数の削減と適正配置、事業の外部委託、行政評価システムの導入などによる事務の生産性の向上、イントラネットの整備などによる情報化の推進、地域住民に対する情報公開の推進などが内容となっております。

行政サービスをより少ない費用で提供につきましては、管理目標を設定して、計画的に財務体質の改善を図るということ、もう一つは、建設コストだけではなくて、将来の維持管理費まで視野に入れて行うという内容になっております。

以上が将来構想の内容でございますが、将来構想の中で説明が漏れておりますのは、皆さんの素案の中の９ページでございます。９ページに土地の利用方針ということで書いておりますが、この中で自然環境保全ゾーン、交流拠点ゾーン、農業生産ゾーン、居住生活ゾーン、公共的ゾーンということでゾーン分け、名前をつけておりますが、具体的な地域の割りつけというものはこれから行います市町村建設計画の中で行うということで、現在は名称として出してあるだけでございます。

もう一つ、財政シミュレーションでございますが、これにつきましては素案の27ページ以降に載せております。財政シミュレーションにつきましては、今、皆様の方でいろいろ協議していただいておりますその結果を待ちませんと具体的な数字は出てこないこともございまして、ここに載せておりますものは、任意協議会、３月の段階で一度、財政シミュレーションを出しておりますので、その結果、今の段階で推計の考え方を考えることは難しいということもございまして、その際の数字が出てきております。内容的には３月の段階から変わっておりませんで、今後協議が進んでいきまして具体化していく段階で、この内容につきましてはより精度の高いものに変えていきたいというふうに考えております。

以上、今回まとめました将来構想の概要のご説明でございました。

会長 ただいま事務局より将来構想に対する素案について皆さんにご説明を申し上げました。ただ、この説明だけでは理解できないところもあると思いますけれども、一応この素案をもとにしてこれから改善していくわけでございますし、またそれぞれの町村において事業の計画に肉づけをしていくという内容になっております。

ただいま説明が終わりましたので、このことについてご質問を若干ちょうだいしたいと思います。

稲田委員 観光産業を生かす北東北の拠点都市というタイトルで、テンミリオン計画の中で1,000万、倍増計画であります。1,000万くらいであれば、月だと83万人、1日6万9,000人、西木、田沢湖、角館の宿泊人数がおおよそどれくらいでこういう数字をはじき出したのか、素通りするお客さんが1,000万人というようなことなのか。同じ夢であっても、もう少し現実的にとらえて、3町村の宿泊がどれくらい、日帰りの人がどれくらい、そうすればあれかというようなことがわかりますが、今度は3町村が合併するわけで、回るコースを1人と数えなければならぬわけですよ。そういうぐあいで、テリミリオンの1,000万、行政の報告だけでうのみにしてやってもいいのか。この計画については悪くないですから、もうちょっと現実味を帯びたものを求めるべきではないか。田沢湖と角館の宿泊がどれくらいあってこの1,000万をはじき出したのか、これを聞きたいと思います。

それから、まちづくりの基本理念の中に、ふるさとを愛し、訪れる人づくりというようなことがあります。訪れるのは合併する3町村以外の人でしょう。（「誇れる」と呼ぶ者あり）そこら辺、ちょっとあれだったんですが、誇れるか。すみません。そのことについてちょっと……。

事務局（高橋） 1,000万という数字については、そういう細かい算定をしたという数字ではございません。1.7倍になるわけですが、県の秋田21総合計画の中で県全体の観光客を4,400万ととらえていまして、2010年までに1.4倍、6,200万人にするという計画を持っています。1.4倍でございまして、期間も2010年までで、ここよりも近いわけでありまして。そうしますと、ここは観光地でございますので、このあたりは1.7倍というくらいの数字でも達成不可能ではないのではないかということと、今、委員も申されましたように、確かに観光客の人数というのは立ち寄りの人数でございます。確かに1,000万というと、単純に先ほど1万6,000人と言いましたが、それは3カ所にわたって1万6,000人になるということでございます。

単純に言いますと、毎年50万ずつふえていくということになりますので、そうすると月に4万か5万、立ち寄りが3カ所ぐらいたと可能じゃないか、1日バス10倍ぐらいふやせばいいの

かなと。観光客をふやすためにどういうふうな取り組みをしたらいいのか、そういう一つの目標設定ということでございまして、委員が申されましたように、細かい現在の宿泊の実績とか、そういうものをとらえたものでございます。これから1,000万人の観光客を呼び込むということになりますと、そういう細かい数字を踏まえました上で計画をつくっていききたいというふうと考えております。

会長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、この計画については、おのおの町村で実施にあたっての計画に取り組みられるわけでありますので、その段階でまた協議を加えていかなければならないと思います。

それでは、きょう提案いたしました内容につきましては以上で質問を打ち切りたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議なしという声がございますので、さよう決定いたしたいと思います。

次に、事務局から資料が提出されております。説明させますので、お願いいたします。

事務局(羽川) 初めに、皆さんに「田沢湖・角館・西木合併協議会構成町村定期職員研修会について」ということでチラシを配っておりますけれども、9月2日、3日、協議会の研修会を開催いたします。2日は、午後2時から角館町の伝承館において、総務省の川尾課長補佐さん、「地方分権の推進と市町村合併について」の講演、元熊本県、現在、あさぎり町の合併協議会事務局長であります平野さんより、「あさぎり町の合併とまちづくりについて」の講演を予定しております。また、3日は、田沢湖町において、元熊本県中球磨5ヵ町村の合併協議会事務局長であります平野さんから、「あさぎり町の合併とまちづくりについて」の講演を予定しております。皆さんにもご案内を差し上げておりますけれども、ぜひどちらかの会場でご聴講をお願いしたいと思います。

それから、きょう「合併協議会だより」を皆さんに配布しております。9月1日配布ということで各町村の広報紙と一緒に配布する予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。今後、委員の皆さんの意見などを取り入れながら、合併の情報や合併協議会の内容を住民の皆さんにお知らせしたいと考えております。できるだけ回数を多く発行したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

事務局(藤村) 続きまして、今、説明に使用しました職員研修資料の2枚目を開いていただきたいと思ひます。「L G W A N接続の必要性」というようなものが2枚にわたってあります。

L G W A Nというのは、総合行政ネットワークということでございまして、全国の市町村、都道府県を結ぶ専用のネットワークを今年度平成15年度中に接続するということになっております。これにつきましては、各自治体が1カ所といいますか、一つの窓口を持ちまして設置するということですが、この経費が800万から900万ぐらい必要になるというふうに言われております。

それで、合併協議会を設立している町村につきましては、その団体で一つ接続すれば全部が接続になったスタイルになるということになっておりまして、各町村で現在やれば先ほども言いましたように800万から900万ずつ各町村で必要ですけれども、協議会を設立しておりますこの3町村でやって900万ちょっと、若干高くなりますので、全体としては1,000万以上の節約と申しますか、軽減が図れます。合併後になりますと当然一つの自治体ですので、一つあれば足りる設備になりますので、協議会としましては、一つの自治体を目標にして一つの機器の設置を行いたいということでございます。

現在のところ、県が各自治体の中枢と申しますか、県を經由して全国の自治体と連絡をとるということになりますので、この3カ町村の場合、角館さんが一番距離的に近いということで、ネットワークの接続料と申しますか、回線使用料が安いということで、角館さんを基幹としまして、それから各町村、田沢湖、西木を結び、3カ町村合同で一つの設備を設置したいということでございます。

15年度中に設置しなければならないということが義務づけられておりますので、それにつきまして町村間で協定を結びまして、9月の議会の方にそれぞれ、角館さんの方で発注し、西木村と田沢湖町では応分の負担金を計上するような形で進めたいということで協議会の方で話し合っております。これにありますように、負担金の割り振りににつきましては、協議会の負担金の案分方法と同じように50%の平等割と人口割をまぜる形で計上したいということで報告したいと思っております。

会長 ただいま、最後には、共通の問題として、皆さんの理解を得ながら進めていく必要があると認識しているところでございます。

それでは、それぞれ提案いたしました、最後に全体的にご意見がありますれば若干の時間をちょうだいしてまいりたいと思っておりますが、ご質問ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なしという声をちょうだいいたしました。

最後に、長時間、特に協議案5号につきましては、いろいろと皆さんから貴重なご意見をちょうだいいたしました。そうしたご意見を今後十分私ども、協議をしながら、皆さんとの協議

を深める為の提案を重ねてまいりたいと思っておるところであります。

非常に長時間熱心にきょうもご協議いただきましたことを厚く御礼申し上げ、最後に、皆さんと私どもは同様であります。長い歴史を持ってまいりました3町村であります。それぞれの先人の方々、勇気を持って村づくり、町づくりに励んでこられましたので、こうしたことを十分踏まえて、やはり人間関係であります。互いに信頼し合いながら、最終的にこの課題の解決をつけてまいりたいと思いますので、皆さんと同じ考え方に立って、これからもさらに一緒になって取り組んでまいりたいと思います。

このことを申しあげまして、長時間ご審議いただきましたこととお礼申し上げまして、閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 16:18

署名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員